

東近江行政組合消防施設整備基金条例

平成5年3月12日
滋賀中部地域行政事務組合条例第1号

改正 平成10年3月12日 条例第1号
平成13年3月19日 条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、東近江行政組合の消防施設整備に要する財源を補うため、東近江行政組合消防施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、東近江行政組合消防施設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金に関し必要な事項は、規則に定めるところによる。

付 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月19日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。